

テレ・マーカ―販売代理店である  
株式会社CSCソリューションズが行った電話勧誘において  
実施されたと認められた不適切な勧誘の事例

- 1 NTT東西が提供するフレッツ光から、その卸売を受けて事業者が提供する光回線サービスである光コラボサービスへの乗換えの際に生じる手続である「転用承諾番号」発行の手続を「回線の名義の確認」と告げる等、事実と異なる虚偽の説明を行っていた。(法第73条の3の規定により準用する第27条の2第1号の規定への違反)

(確認された説明)

「料金の部分、お間違いがないように、NTTのルール上、初回、折り返しのお電話、〇〇様宛に入りまして、簡単な回線の御本人様確認として御名義の確認だけとらせていただいてから料金適用となりますので」

- 2 勧誘に先立って勧誘する電気通信サービス（F T T Hサービス）を提供する電気通信事業者の名称である「株式会社テレ・マーカ―」を告げていなかった（法第73条の3の規定により準用する第27条の2第2号の規定への違反）

(確認された説明)

「おはようございます。私、株式会社CSC、〇〇と申します。もしもし。」

- 3 勧誘に先立って電気通信サービスの勧誘である旨を適切に告げず、「NTTフレッツ光の料金の案内」と告げていた。(法第73条の3の規定により準用する第27条の2第1号及び第2号の規定への違反)

(確認された説明)

「あ、もしもし。私NTTフレッツ光の基本料金御案内させていただいております、CSC〇〇と申しまして、」